

発明の取り扱いについて 著作権について

産学・地域連携推進機構

知財・法務部門

03-5463-4037 chizaijm@m.kaiyodai.ac.jp

知的財産権とは

特許権(特許法)
発明/出願から20年

実用新案権(実用新案法)
考案(小発明)/出願から10年

育成者権(種苗法)
植物の新品種/登録から25年

商標権(商標法)
商標に化体した信用/更新付10年

意匠権(意匠法)
物品のデザイン/登録から20年

著作権(著作権法)
芸術的創作/死後50年

営業秘密等(不正競争防止法)

- : 絶対的独占権(知らなかったではすまされない権利)
- : 相対的独占権(ものまねしてはいけない権利)

東京海洋大学の発明の取り扱いについて

(職務発明等規則 別紙、<https://shokuin.kaiyodai.ac.jp/kisoku/0178.htm> 参照)

- 教職員(教授・准教授等)が発明等(発明、著作物)を創作した場合、職務発明等規則に基づき、大学に届出を行い、大学にて帰属の可否を審議します。
- 大学帰属となった場合は、大学が出願人となって出願を行います。

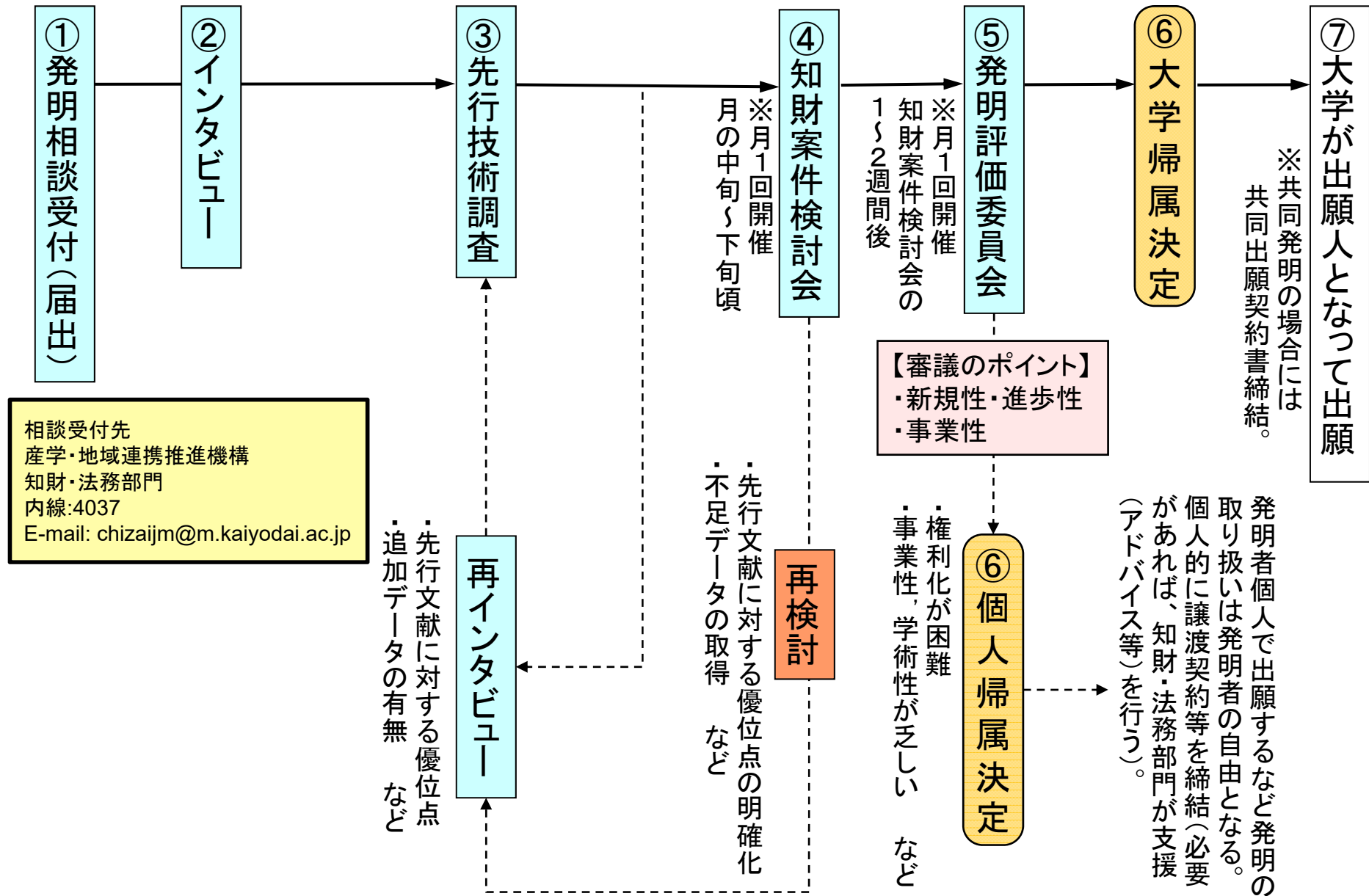
(手続きの流れ:次ページ参照)

「**勝手に出願**すること」や「**成果物**(菌・ウイルス・泥・食品・分析データ等)**を事前の許可なく第三者に渡す**こと」は規則違反となります。

(研究成果物等取扱規則 別紙、https://shokuin.kaiyodai.ac.jp/kisoku/22_033.htm 参照)

手続きの流れ

帰属決定までは、最低でも発明相談から2ヶ月は必要



発明の取り扱いについて (発明を創作したら・・・)

■ 発明者を確認する

発明者は実験を手伝った人ではなく、**アイデアを閃いた人、アイデアを具現化した人**です。

■ 発明相談・発明届を提出する

大学の代表発明者は、発明を創出したら、速やかに届け出る必要があります。

■ 他機関の発明者が含まれる場合

他機関の研究者との共同発明の場合、他機関との調整が必要となります。

発明の取り扱いについて

- 異動後、出願を希望する場合
発明完成時点での所属機関の規定に従う必要があります。現時点の所属でないことに留意してください。
- 社会人ドクター・大学と雇用関係がある学生が発明者となる場合、以下を確認してください。
 - ・所属企業の職務内での発明か
→企業の職務発明とみなす（会社の規定に従う）
 - ・大学で雇用されているプロジェクト等の範囲内か
→大学の職務発明とみなす（大学の職務発明等規則に従う）
 - ・博士課程内の研究か→個人発明とみなす

不明点があれば、知財・法務部門へご相談ください。

発明の取り扱いについて

■ 特許性（権利化）の判断

創出した発明は、先行技術と比較して、**新規性・進歩性**があることが必要です。発明相談をうけると、知財・法務部門で聞き取り、調査を行います。

■ 発明の公開（新規性の喪失）

発明の内容を論文（学会・図書等）やSNS等で**公開すること**で、**特許化できない**ことがあるため、公開時期を確認・調整します。

また、以前に発表した関連論文が特許性の判断材料となることも留意する必要があります。

著作権について <著作権とは>

■ 著作権とは

「文化の発展」に寄与することを目的として著作者等の権利の保護を図るもの

■ 著作権の発生と期間

著作物を創作した時点で自動的に発生する。出願等の手続きは必要ない。著作者の死後50年。

著作権について <著作権の種類>

■ 著作権の種類

著作者人格権:

著作者の人格的な利益を保護

著作者だけが持つ権利。著作者の死亡により消滅。

著作権:

財産的な利益を保護。一部又は全部の譲渡, 相続が可能。

著作権について <著作物とは>

■ 著作物とは

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの。

例示：小説、脚本、論文、講演その他の言語

音楽、舞踊又は無言劇

絵画、版画、彫刻その他の美術

建築、地図又は学術的な性質を有する図面、

図表、模型その他の図形

映画

写真

プログラム

著作権について <著作権の侵害>

- 著作権の侵害＝著作物の利用
創作した著作物が、**既存の著作物に依拠※**し、かつ、
既存の著作物と**類似している場合**、著作権の侵害が
成立する
- 例えば、他人の論文を見て、少々変更したのみの場合、
作成した論文は、依拠したことになり、かつ、元の論文
と類似しているため、著作権侵害となる。
ねつ造は完全なる著作権侵害となる。

※あるものに基づくこと。よりどころとすること。

著作権について <引用>

引用

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

(著作権法32条1項)

引用の要件

- ① 引用する著作物は**既に公表**されている
- ② 引用を行う**必然性**
- ③ カギ括弧などにより、引用部分と自分の文章と**明確に区別**
- ④ 引用部分と自分の文章との主従関係が明確
(**自分の文章が主**)
- ⑤ **出所**の明示



その他、知財に関するご相談は、

産学・地域連携推進機構

知財・法務部門

7号館2階

内線: 4037

E-mail: chizaijm@m.kaiyodai.ac.jp